



## 個人所得税に関する新たな補足ガイダンス

財務省が2010年1月11日に発行したCircular 02/2010/TT-BTC (Circular 02) は勤労所得と事業所得に関するいくつかの事項を確認しています。また、不動産譲渡所得への課税を巡って議論の余地がある意見にも対処しています。Circular 20の要点を以下にまとめました。

### 勤労所得と事業所得

- ▶ 外国の法律に基づく強制拠出金の控除は、勤労所得または事業所得を有する海外就労のベトナム人従業員と居住者の外国人従業員の双方について認められます。その証憑書類となるのは、源泉徴収・納付した強制拠出金に関する関係当局からの領収書または所得支給元からの証明書です。しかしながら、以下の点に注意する必要があります。
  - ▶ 強制拠出金の証憑書類が存在する場合に限って、毎月の控除が認められます。
  - ▶ それが存在しない場合、確定申告時に一括控除を行います。
- ▶ 1雇用主のみから勤労所得を得ている個人は当該雇用主を通じて確定申告を行う選択肢を与えられます。その場合、従業員の扶養家族登録書類や社会・健康保険支給書類の保持について雇用主が責任を負い、税務当局から要請があればこれを提示します。
- ▶ 税額控除を受けられる個人は確定申告の提出遅延に関して処罰を課されません。
- ▶ またCircular 02では、国家公務員、軍人、および法律文書、決議、政治政策、国家のその他一定の活動の点検・評価から参加報酬を得た個人の勤労所得を巡る一定の追加的な免除対象をも明記しています。

## 不動産譲渡所得

- ▶ Circular 02は不動産譲渡所得への課税を巡って議論の余地があるいくつかの意見にも対処しています。以下の諸条件を満たしている場合、25%の税率が適用されます。
  - ▶ 契約の発効時に契約価格が省人民委員会の定める価格または省人民委員会の印税計算価格を下回っていない場合。
  - ▶ 納税者が購入価格と関連コスト(土地使用権または家屋所有権の発行と関連したコスト、家屋・土地修繕コスト、建設コスト等)の有効性を証明する証憑書類を保持している場合。家屋またはマンションの購入権に関する資本拠出契約を締結した個人の場合、購入価格は資本拠出契約、関連インボイス、および付随コストを証明するその他書類に基づいて決定されます。購入にあたっての金融機関からの融資利息も物件譲渡関連コストに含まれます。資本を部分的に拠出している場合、購入価格は契約資本総額から未払い資本を差し引いた金額にその他関連費用を加算した額となります。

納税者が純利益に対して25%の税率で税金を納付する選択肢を選びながらも上記の諸条件を一切満たしていない場合、売値に対して2%の税率が適用されます。

Circular 02は不動産譲渡所得を課税対象として署名日より発効し、勤労所得または事業所得を有する税務上の居住者を対象に2009課税年度から適用されます。



## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

|  |            |
|--|------------|
| <b>ナム・グエン</b><br><a href="mailto:Nam.Nguyen@vn.ey.com">Nam.Nguyen@vn.ey.com</a>                      | パートナー      |
| <b>フーン・ヴー</b><br><a href="mailto:Huong.Vu@vn.ey.com">Huong.Vu@vn.ey.com</a>                          | パートナー      |
| <b>カルロ・ナバロ</b><br><a href="mailto:Carlo.Navarro@vn.ey.com">Carlo.Navarro@vn.ey.com</a>               | パートナー      |
| <b>ジェフ・シー</b><br><a href="mailto:Jeff.Sea@vn.ey.com">Jeff.Sea@vn.ey.com</a>                          | ディレクター     |
| <b>セーラ・ジャップ</b><br><a href="mailto:Sarah.Jubb@vn.ey.com">Sarah.Jubb@vn.ey.com</a>                    | ディレクター     |
| <b>タイン・チュン・グエン</b><br><a href="mailto:Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com">Thanh.Trung.Nguyen@vn.ey.com</a> | シニア・マネージャー |
| <b>ティー・アイン・フィン</b><br><a href="mailto:Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com">Thy.Anh.Huynh@vn.ey.com</a>           | シニア・マネージャー |
| <b>ニャン・フィン</b><br><a href="mailto:Nhan.Huynh@vn.ey.com">Nhan.Huynh@vn.ey.com</a>                     | シニア・マネージャー |
| <b>チャン・ファム</b><br><a href="mailto:Trang.Pham@vn.ey.com">Trang.Pham@vn.ey.com</a>                     | シニア・マネージャー |
| <b>テー・ジャー・トラン</b><br><a href="mailto:The.Gia.Tran@vn.ey.com">The.Gia.Tran@vn.ey.com</a>              | シニア・マネージャー |
| <b>ホアン・ヴー・ファン</b><br><a href="mailto:Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com">Hoang.Vu.Phan@vn.ey.com</a>            | シニア・マネージャー |
| <b>トウアン・ディン・ファム</b><br><a href="mailto:Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com">Tuan.Dinh.Pham@vn.ey.com</a>        | シニア・マネージャー |

### 日系企業担当

**浅利 昌克**  
[Masakatsu.Asari@vn.ey.com](mailto:Masakatsu.Asari@vn.ey.com)

**中島 敬仁**  
[Takahito.Nakajima@vn.ey.com](mailto:Takahito.Nakajima@vn.ey.com)

**ハウ ミー スアン カオ**  
[Hau.My.Cao@vn.ey.com](mailto:Hau.My.Cao@vn.ey.com)

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、取引、アドバイザーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となつて、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

アーンスト・アンド・ヤングの組織は5つの地理的地域に分かれ、各ファームは次の事業体のメンバー企業であります。Ernst & Young Americas LLC、Ernst & Young EMEA Limited、Ernst & Young Far East Area Limited、Ernst & Young Oceania Limited。なお、これらの事業体は顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.

FEA no. 16000025

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図しています。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。EYGM Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)